

幼稚園・保育園・認定こども園

平成31年度の入園児を募集します

幼稚園

平成31年度の入園申込みを受け付けます。

▼対象 平成25年4月2日～27年4月1日に生まれ、園区内に住民登録がある児童

▼申込方法 10月下旬に各家庭に案内を郵送。11月9日(金)～30日(金)に各幼稚園に申し込んでください。

※土・日曜日、祝日を除く
※保育の都合上、午後2時～4時の受付となります。

※特別な事情で園区外の園を希望する方、転入・転居予定の方は相談してください。

▼その他 平成31年度の保育料の上限は前年度の月額9400円から1万5000円になります。

《問合せ》こども育成課
☎22-4452または各園

保育園

平成31年4月からの入園申込みを受け付けます。出産、育児休業復帰などで年度途中

から入園を希望する方、出生前の児童の申込みもできます。

▼対象 市内に住民登録があり、保護者の就労や病気などで、保育園での保育が必要な就学前の児童

地域	保育園名	対象年齢
豊岡	西保育園、豊陵保育園	6カ月～5歳児
	チャイルドハウス保育園	3カ月～5歳児
	アートチャイルドケア豊岡こうのとりの保育園	2カ月～5歳児
	テラスハウス保育園、スマイリーハウス保育園、カバンストリート保育園	2カ月～2歳児
竹野	森本へき地保育園	3歳～5歳児
日高	八代保育園、蓼川保育園、蓼川第二保育園、静修保育園	6カ月～5歳児
出石	出石愛育園	4カ月～5歳児

※森本へき地保育園は竹野南小学校区在住の児童が対象

▼申込方法 11月9日(金)～30日(金)に、こども育成課、各振興局地域振興課、市内各保育園にある申込書類〔11月1日(木)から配布〕をいずれかに提出

※土・日曜日、祝日を除く
※転入予定の方、本市以外の市区町村の保育園に入園希望の方は相談してください。

※申込者多数の場合、入園制限あり

認定こども園

平成31年4月からの入園申込みを受け付けます。

▼対象 保育認定児 保育園の対象児童と同じ

②教育認定児 原則として園区内に住民登録があり、入園対象年齢に該当する児童

▼申込方法
①保育認定児 こども育成課、

地域	認定こども園名	対象年齢	
		保育認定児	教育認定児
豊岡	八条認定こども園	6カ月～5歳児	4・5歳児
	港認定こども園		
	おもしろたのしみえこども園	3カ月～5歳児	3～5歳児
	こうのとりの認定こども園		
城崎	城崎こども園	6カ月～5歳児	4・5歳児
竹野	竹野認定こども園		
日高	こくふこども園		3～5歳児
	みかたの森こども園		
	きよたき認定こども園	4カ月～5歳児	4・5歳児
出石	おさかおのこども園		
但東	合橋認定こども園		
	高橋認定こども園		
		資母認定こども園	11カ月～5歳児

各振興局地域振興課、市内各認定こども園にある申込書類〔11月1日(木)から配布〕を希望の認定こども園に提出

②教育認定児 10月下旬に各家庭に案内を郵送。各認定こども園に申込み

▼申込期間 11月9日(金)～30日(金)

※土・日曜日、祝日を除く
※転入予定の方、本市以外の市区町村の認定こども園に入園希望の方は相談してください。

※申込者多数の場合、入園制限あり

※おもしろたのしみえこども園、このとりの認定こども園、城崎こども園、みかたの森こども園は3歳児の教育認定児を受入れ

※3歳児の教育認定児と、このとりの認定こども園の教育認定児の対象・申込方法・申込期間は前述と異なります。直接、各園に問い合わせてください。

《問合せ》こども育成課
☎22-4452または各園

平成31年度 放課後児童クラブ入所者を募集

《問合せ》 こども育成課 ☎29-0053

放課後児童クラブの入所者を募集します。

▼**申込期間** 11月9日(金)~30日(金)

※土・日曜日、祝日は除く

▼**対象** 市内の小学校に就学する放課後留守家庭児童で、1年を通して利用を希望する方。受入れに余裕がある場合は、幼稚園児(認定こども園の幼稚園児、平成24年度以降2年制保育となった



幼稚園の4歳児は除く)

※育児休業復帰や仕事を始める予定のある方などで、年度途中からの利用を希望する方も申し込んでください。

▼**利用時間** 小学校の下校時~午後6時30分

※幼稚園児の利用時間は、午後4時まで

▼**その他** チラシや申込用紙(11月1日(木)から配布)などは、こども育成課、各振興局地域振興課、および各放課後児童クラブにあります。

平成31年度 交通災害共済加入者を募集(最終)

《問合せ》 生活環境課 ☎21-9122

兵庫県市町交通災害共済は、県内の市町が共同で設立した組合が運営し、交通事故による死亡や傷害などに対して見舞金を支給する共済制度です。

▼**対象** 市内在住、在勤、または在学している方

▼**共済掛金** 1人500円

▼**共済期間** 平成31年4月1日~32年3月31日

▼**対象** 国内の道路などで、自転車・自動車などに乗っていて衝突、接触、転落する、または歩行中これらの乗り物にはねられたり、ひかれたりした事故

▼**加入方法**

【口座振替者の継続加入】

振替口座の登録が完了している方には、組合から本年度の加入内容を記載した「口座振替のお知らせ」のがきが送付されます。

▽内容に変更なし→手続き不要

▽内容に変更あり(追加加入・脱退、住所変更など)→加入状況変更届を提出

▽口座変更→通帳と届出印を持参し、口座振替届出書を提出

▽変更手続きの期限 12月28日(金)

▽口座振替日 平成31年2月28日(木)

※平成32年度以降の自動継続はありません。

【現金加入者の継続加入と新規加入】

本年度加入者で振替口座の登録が完了していない方には、組合から継続加入のお願いと加入申込書が送付されます。継続加入する方は申込書と次のものを持参の上、申し込んでください。新規加入の方も次のものを持参の上、手続きしてください。

▽共済掛金(500円×加入者数)

▼**その他**

▽届出用紙および申込書は問合せ窓口で交付

▽加入者証は、組合から直接加入者に送付

交通災害共済は

今回(平成31年度)が最終募集です

昭和43年に発足した交通災害共済ですが、加入率が減少するなかで一定の役割を終えたと判断しました。なお、見舞金を請求できる期間は事故発生日の翌日から2年間です。

重要なお知らせ

《見舞金》

等級	災害の程度	見舞金額
1	死亡	100万円
2	医師の治療を要する傷害で、入院治療151日以上の場合	20万円
3	医師の治療を要する傷害で、治療実日数121日以上、内入院治療61日以上の場合	12万円
4	医師の治療を要する傷害で、治療実日数91日以上の場合	10万円
5	医師の治療を要する傷害で、治療実日数61日以上の場合	8万円
6	医師の治療を要する傷害で、治療実日数31日以上の場合	6万円
7	医師の治療を要する傷害で、治療実日数7日以上の場合	5万円
8	医師の治療を要する傷害で、治療実日数3日以上の場合	4万円

(注)自動車安全運転センター所長の交通事故証明書が得られない場合の見舞金は5等級を限度とする。ただし、死亡の場合は2等級を支給する。